

学校教育法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年2月19日

大和市教育委員会

委員長 柿本隆夫

大和市教育委員会規則第3号

学校教育法施行細則の一部を改正する規則

学校教育法施行細則（昭和42年大和市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第7条中「以外の小学校又は中学校」を「以外の小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。